資料 3-6-2

平成19年7月10日

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会長 吉倉 廣 殿

> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会報告について

平成19年4月11日厚生労働省発食安第0411004号をもって諮問された、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づくシニドンエチルに係る食品規格(食品中の農薬の残留基準)の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

.

# シニドンエチル

1. 品目名:シニドンエチル (Cinidon-ethyl)

2. 用途:除草剤

作用機構はプロトポルフィリノーゲンオキシダーゼ阻害によるポルフィリン合成の 阻害によると考えられている。

- 3. 化学名:(Z) -エチル 2-クロロ-3- [2-クロロ-5-(シクロヘキサ-1-エン -1, 2-ジカルボキシイミド) フェニル] アクリラート
- 4. 構造式及び物性

$$\begin{array}{c|c} & & & \\ & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\$$

分子式 C<sub>19</sub>H<sub>17</sub>Cl<sub>2</sub>NO<sub>4</sub>

分子量 394.3

水溶解度 0.057 mg/L (20℃)

分配係数 logPow=4.5 (25℃)

(EU review report より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬について、我が国では農薬取締法に基づく登録はなされていない。

本薬の海外における使用方法は以下のとおり。

作物名	適用方法	本剤の使用回数	使用時期
冬小麦 (デュラム小麦を含む) 冬大麦	50g ai/ha	1回	第3節が認められるまで
春小麦・冬ライ麦		,	第1節が認められるまで

## 6. 作物残留試験

## (1) 分析の概要

#### ①分析対象の化合物

- ・シニドンエチル
- ・(E) -エチル 2-クロロ-3-[2-クロロ-5-(シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシイミド) フェニル] アクリラート (E体)

## ②分析法の概要

試料をアセトンで抽出後、水・ジクロロメタンで分配し、シリカゲルカラム及びグラファイトカーボンカラムで精製し、ガスクロマトグラフィーで定量する。 定量下限 0.05ppm。

# (2) 作物残留試験結果

海外で実施された作物残留試験成績の結果の概要については、別紙1を参照。

#### 7. ADIの評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第2項の規定に基づき、平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218008号により食品安全委員会あて意見を求めたシニドンエチルに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量:1 mg/kg 体重/day

(動物種)

イヌ

(投与方法)

混餌投与

(試験の種類/期間) 慢性毒性試験/1年間

安全係数:100

ADI: 0.01 mg/kg 体重/day

#### 8. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、これらの国または地域において、残留基準は設定されていないが、ドイツにおいて穀類等に基準が設定されている。

### 9. 基準値案

## (1) 残留の規制対象

シニドンエチル本体

作物残留試験において、E体についても分析が行われているが、いずれの結果においても定量下限未満であること及びシニドンエチルと分析上分離が可能であることから、E体については分析対象に含めないこととする。

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、暴露評価対象物質としてシニドンエチルを設定している。

#### (2) 基準値案

別紙2のとおりである。

## (3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のシニドンエチルが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量(理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下におこなった。

	TMDI/ADI (%) (*)
国民平均	2. 4
幼小児(1~6 歳)	5. 6
妊婦	2.3
高齢者(65 歳以上)	1. 7

- 注) TMD I 試算は、基準値案×摂取量の総和として計算している。
- (4) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度(暫定基準)が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

(別紙1)

# シニドンエチル海外作物残留試験一覧表

ette ra-ur	試験團 試験条件			最大残留量(ppm)		
農作物	場数	剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	[シニドンエチル/E体]
					82日	● 園場A:<0.05/<0.05
					68日	蜀場B:<0.05/<0.05
					68日	國場C:<0.05/<0.05
小麦		乳剤			83日	週場D:<0.05/<0.05
(穀粒)	8	(200g ai/L)	50g ai/ha 散布	10	68日	画場E:<0.05/<0.05
					102日	图場F:<0.05/<0.05
			•		102日	■場G:<0.05/<0.05
					78日	■場H:<0,05/<0,05
<u> </u>	+ 1			1	82日	圖場A:<0.05/<0.05
	1 1				63 ₽	圆場B:<0.05/<0.05
大麦		乳剤			85 ₽	風場C:<0.05/<0.05
へる (穀粒)	6	(200g ai/L)	50g ai/ha 散布	1回	59日	圖場D:<0.05/<0.05
	1 1			1 1	75日	置場E:<0.05/<0.05
	1 1			1 1	80日	國場F:<0.05/<0.05
ライ麦	1	乳剤		+-+		11 201 - 10. 00 / 10. 00
(穀粒)	1	(200g ai/L)	50g ai/ha 散布	10	98日	園場A:<0.05/<0.05
(42.14.)	+			1 1	82日	■場A:<0.05/<0.05
	1 1				82日	園場B: <0.05 ∕<0.05
		-		1 1	87日	图場C: <0.05/<0.05
					82日	國場D: <0.05/<0.05
小麦	9	乳剤	50g ai/ha 散布	1回	82日	圖場E:<0,05/<0.05
(穀粒)	"	(200g ai/L)	Jug at/ita gxali		88日	園場F:<0.05/<0.05
					103日	園場G:<0.05/<0.05
	1				88日	國場H: <0.05/<0.05
	1			1.	72日	
	+			+		園場1:<0.05/<0.05
				82 <del> </del>	图場A:<0.05/<0.05	
					82日	■場B: <0.05/<0.05
小麦 (穀粒)	6	3.33% 顆粒水和剤	50g ai/ha 散布	10	88日	<b>國場</b> C:<0.05/<0.05
(**************************************	1			1 1	103日	
				1 1	88 E	画場E:<0.05/<0.05
				+	72日	圃場F:<0.05/<0.05
ライ小麦	1	乳剤 (2005 = 1/1)	50g ai/ha 散布	1回	94日	
(穀粒)	4	(200g ai/L)		-		■場A:<0.05/<0.05
ライ小麦	1	3.33%	50g ai/ha 散布	10	94日	
(穀粒)		顆粒水和剤		-		圃場A: <0.05/<0.05
					80日	園場A: <0.05/<0.05
大麦	4	乳剤 50g ai/ha 散布	1回	84日	園場B:<0.05/<0.05	
(穀粒)		(200g ai/L)			94 🛱	圃場C:<0.05/<0.05
					68 🖪	画場D:<0.05/<0.05
			80日	图場A:<0.05/<0.05		
大麦	4	3. 33%	50g ai/ha 散布	10	84日	圃場B:<0.05╱<0.05
(穀粒)	1	顆粒水和剤	OAR MINING BY-III		94日	圃場C:<0.05╱<0.05
					68日	園場D:<0.05╱<0.05
オート麦	, T	乳剤	50g ai/ha 散布	10	82日	
(穀粒)	1	(200g ai/L)	arylia Byali	* E	02 H	國場A:<0.05/<0.05
オート麦	$\top$	3.33%	50g ai/ha 散布	1 167	82日	
(穀粒)	1 1	顆粒水和剤	ook at/iia kydi	1回	02 FI	圖場A:<0.05/<0.05

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

	参考基準値							
***************************************	基準値	基準値	登録	国際	外国 基準値		作物残留試験成績	
農産物名	案	現行	有無	基準				
米(玄米をいう)	ppm	ppm 1		ppm	0.10	ppm トイツ	ppm	
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし そば	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	01			0.10 0.10 0.10 0.10 0.10	ドイツ ドイツ ドイツ ドイツ	[<0.05(n=23)] [<0.05(n=14)] [<0.05]	
その他の穀類	0.1				0.10	トイツ	小麦)、〈0.05, 〈0.05(オート麦)】	
大豆 小豆類(いんげん、ささげを含む) えんどう そらまめ らっかせい その他の豆類					0.100 0.050 0.050 0.050 0.100 0.050	EU EU EU		
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む) かんしょ やまいも(長いもをいう) こんにゃくいも その他のいも類					0.050 0.050 0.050 0.050 0.050 0.050	EU EU EU		
てんさい		8 (CAL)			0.050	EU		
だいこん類(ラディッシュを含む)の根だいこん類(ラディッシュを含む)の薬かぶ類の根かぶ類の薬 西洋わさび クレソン はくさい キャイベツ 芽キャベツ ケール こまうな					0.050 0.050 0.050 0.050 0.050 0.050 0.050 0.050 0.050 0.050	EU EU EU EU EU EU EU		
チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 ごぼう					0.050 0.050 0.050 0.050 0.050	EU		
サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む) その他のきく科野菜					0.050 0.050 0.050 0.050 0.050 0.050			
たまねぎ ねぎ (リーキを含む) にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜				:	0.050 0.050 0.050 0.050 0.050 0.050	EU EU EU EU EU		
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			0.050 0.050 0.050 0.050 0.050 0.050	EU EU EU EU		
ピーマン		0.05 0.05			0.050 0.050	EU EU		

	参考基準値						
<b></b>	基準値	基準値	登録	国際	外国		作物残留試験成績
農産物名	案	現行	有無	基準	基準値		
なす	ppm	ppm 6015		ррп	0.050	ppm EU	ppm ppm
その他のなす科野菜					0.050		
きゅうり(ガーキンを含む)					0.050	EU	
かぼちゃ(スカッシュを含む)		. ม <sub>ี</sub> เมปิส			0.050		
しろうり		10.16			0.050		
すいか メロン類果実		e de la composition della comp			0.050 0.050		
まくわうり		zii ili			0.050		i
その他のうり科野菜		(Utip)			0.050		
ほうれん草	1	the supple			0.050		ł
たけのこ		e ipin			0.050		
オクラ					0.050		
しょうが 未成熟えんどう	l				0.050 0.050		
未成熟いんげん					0.050		
えだまめ					0.050		
マッシュルーム		ger in the last			0.050	EU	
しいたけ					0.050	EU	
その他のきのこ類					0.050	EU	
その他の野菜	<del> </del>				0.050		
みかん	l	ger Griff			0.050		
なつみかんの果実全体 レモン		(10:0)			0.050		
レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む)				:	0.050 0.050	EU EU	
グレープフルーツ	}				0.050		
ライム		15:01	İ		0.050	EU	
その他のかんきつ類果実		Se e 1968			0.050	EU	
りんご					0.050		·
日本なし 西洋なし					0.050		
マルメロ	}				0.050 0.050		
びわ					0.050		
<b>55</b>		77 R.55			0.050	EU	
ネクタリン					0.050		
あんず(アプリコットを含む)					0.050		
すもも(ブルーンを含む) うめ		97 (No. 12) 7 (1) (1) (4) (4)			0.050 0.050	EU EU	
おうとう(チェリーを含む)		e den			0.050	EU	
いちご		S. T. destab			0.050	EU	
ラズベリー		6 4804 4806			0.050	EU	
ブラックベリー		alia arin			0.050	EU	
ブルーベリー クランベリー					0.050 0.050	EU	
ハックルベリー					0.050	EU EU	
その他のベリー類果実		e in			0.050	EU	
ぶどう					0.050	EU	
かき					0.050	EU	
パナナ		. O anus			0.050	EU	
キウィー					0.050	EU	
パパイヤ アボカド		\$ 18.00g	-		0.050 0.050	EU EU	}
パイナップル					0.050	EU	
グアバ					0.050	EU	
マンゴー					0.050	EU	
パッションフルーツ なつめやし			l		0.050 0.050	EU EU	
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			-		
その他の果実		2000			0.050	<u>EU</u>	
ひまわりの種子 ごまの種子					0.10	トイツ トイツ	
により種子 べにばなの種子					0.10	ト 4ツ ト イツ	
綿実			1		0.10	トイツ	
なたね					0.10	<b>ト</b> イツ	
その他のオイルシード		<u> </u>			0.10	<u> ドイツ</u>	<u> </u>

					参考基準値	
農産物名	基準値 案	基準値 現行	登録 有無	国際 基準	外国 基準値	作物残留試験成績
	ppm	ppm -		ppm_	ppm	ppm
茶		7 7 2 0 1			0.10 ドイツ	
ホップ	0.1	0.44	i i		0.10 ドイツ	
その他のスパイス その他のハーブ		0.05 0.05			0.100 EU 0.050 EU	

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。 【 】で示した結果等については、海外で実施された作物残留試験成績を示した。 ホッブについては、ドイツにおける穀類の作残試験を考慮して設定した。

(別紙3)

シニドンエチル推定摂取量 (単位: μ g/人/day)

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
小麦 大麦 ライ麦	0. 1	11.7	8. 2	12. 3	8. 3
大麦	0. 1	0. 6	0.0	0.0	0.4
ライ麦	0. 1	0.0	0.0	0.0	0.0
とうもろこし	0. 1	0. 3	0.4	0. 3	0.1
そば	0. 1	0.4	0. 1	0. 1	
その他の穀類	0. 1	0. 0	0.0	0. 1	0.0
とうもろこし そば その他の穀類 ホップ	0. 1	0. 0	0.0	0.0	0.0
計		12. 9			9. 3
ADI比 (%)		2. 4	5. 6	2. 3	1. 7

TMDI:理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

## これまでの経緯

平成17年11月29日 残留基準値の告示

平成18年12月18日 厚生労働大臣から食品安全委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請

平成18年12月21日 食品安全委員会(要請事項説明)

平成19年 2月16日 第3回食品安全委員会農薬専門調査会確認評価第一部会

平成19年 3月 7日 第12回農薬専門調査会幹事会

平成19年 3月22日 食品安全委員会における食品健康影響評価 (案) の公表

平成19年 5月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会へ諮問

平成19年 5月24日 食品安全委員会(報告)

平成19年 5月24日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評 価について通知

平成19年 6月22日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

# ●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授

井上 松久 北里大学副学長

○ 大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所副所長

尾崎 博 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

加藤 保博 財団法人残留農薬研究所理事 斉藤 貢一 星薬科大学薬品分析化学教室准義

斉藤 貢一 星薬科大学薬品分析化学教室准教授 佐々木 久美子 国立医薬品食品衛生研究所客員研究員

志賀 正和 元独立行政法人農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害

防除部長

豊田 正武 実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授

米谷 民雄 国立医薬品食品衛生研究所食品部長

山内 明子 日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長

山添 康 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授

吉池 信男 独立行政法人国立健康・栄養研究所研究企画評価主幹

鰐渕 英機 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(〇:部会長)

# 答申(案)

シニドンエチル

74,74	
食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.1
大麦	0.1
ライ麦	0.1
とうもろこし	0.1
そば	0.1
その他の穀類(注)	0.1
ホップ	0.1

(注)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大 麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。 シニドンエチルに係る食品規格(食品中の農薬の残留基準)の設定に対して寄せられたコメントについて

(1)「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月厚生省告示第370号)の一部改正(食品中の農薬シニドンエチルの残留基準設定)」に関する意見の募集に対して寄せられたコメント

## 1. 募集期間

平成19年8月8日~平成19年9月7日

2. 現在までに寄せられた意見数

なし

- (2) WTO 通報(衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に基づく通報) に対して寄せられたコメント
  - 1. 募集期間

平成19年8月15日~平成19年10月14日

2. 現在までに寄せられた意見数

なし